

加算についての説明

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護・医療共通 | 特別管理加算（Ⅰ）：在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している場合で管理を行う時                                                                                                                                                                                    |
|         | 特別管理加算（Ⅱ）在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている、在宅血液透析指導管理を受けている、在宅酸素療法指導管理を受けている、在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている、在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている、在宅自己導尿指導管理を受けている、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている、在宅自己疼痛管理指導管理を受けている、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている、人工肛門または人工膀胱を使用している、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要がある                                     |
|         | 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)、予防緊急時訪問看護加算（Ⅰ）、24時間対応体制加算：営業時間外、電話等で相談等、常時対応できる体制で同意を得ている場合                                                                                                                                                                                                  |
|         | 長時間訪問看護加算（90分以上）：90分を超えてサービスを実施した場合に加算されます。<br>医療保険要件：①15歳未満の超重症児または準超重症児超重症児（者）判定基準による判定スコアが10点以上②特別管理加算の対象者③特別訪問看護指示書または精神科特別訪問看護指示書にかかわる訪問看護を受けている場合<br>介護保険要件：特別管理加算（1）（2）の場合                                                                                         |
|         | 緊急訪問・精神科緊急看護加算（月14日目まで）、緊急訪問・精神科緊急看護加算（月15日目以降）：定期的に行う訪問看護以外で、利用者や家族等の緊急の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により連携する訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行った場合                                                                                                                                    |
|         | 複数名訪問加算：必要性があり、複数の看護師等で訪問看護を行った際                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 退院時共同指導加算：入院・入所中に利用者又は家族に対し、訪問看護ステーションの看護師と入院入所施設の職員が退院・退所後の在宅療養についての指導を、入院・入所施設において共同で行い、その内容を文書で提供した場合                                                                                                                                                                  |
|         | 夜間・早朝訪問看護加算：午後6時～午後10時、午前6時～午前8時にサービスを提供 ⇒25%増の単位数                                                                                                                                                                                                                        |
| 介護・医療共通 | 深夜訪問看護加算：午後10時～午前6時にサービスを提供 ⇒50%増の単位数                                                                                                                                                                                                                                     |
|         | ターミナルケア加算：ターミナルケアを行う体制を整え、ターミナル期の利用者にターミナルケアを実施することを評価する加算                                                                                                                                                                                                                |
|         | 看護・介護職員連携強化加算：訪問看護ステーション等が、喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援する                                                                                                                                                                                |
| 介護保険のみ  | 初回加算：新規利用者、または利用歴がある方でも、当該ステーションが暦月で2か月間訪問看護の提供をしていない場合、（Ⅰ）退院・退所日訪問したとき算定、（Ⅱ）退院・退所翌日訪問したとき算定                                                                                                                                                                              |
|         | 口腔連携強化加算：歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供する場合                                                                                                                                                                                                               |
|         | 看護体制強化加算（Ⅰ）：緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算の一定割合以上の実績がある事業所の場合                                                                                                                                                                                                                 |
|         | サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県に届け出た場合                                                                                                                                                                                                                          |
| 医療保険のみ  | 特別管理指導加算：退院時共同加算対象者で特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）の場合                                                                                                                                                                                                                                       |
|         | ハイリスク妊産婦連携指導料 1：精神疾患又は精神疾患が疑われ妊婦又は出産後 2 月以内であるもので、精神科・心療内科医師ものに対して、当該患者の同意を得て、看護師が共同して精神科又は心療内科と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合                                                                                                                                                    |
|         | 退院支援指導加算・退院支援指導加算/長時間（90分以上）※1厚労大臣が定める場合のみ：保険医療機関はまたは介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院中で訪問看護を受けようとする患者またはその看護に当たっている者に対し、退院に当たって訪問看護ステーションの看護師等が当該主治医またはその職員と共に在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合の加算。また90分を超えた場合に加算される                                                                    |
|         | 在宅患者連携指導加算：訪問診療を実施している医療機関、訪問歯科診療を実施している医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している調剤薬局等の医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行っていること共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行っていること訪問看護記録書に、他の医療関係職種から受けた情報の内容、情報提供日、その情報を基に行った指導の内容の要点、指導日を記録した場合                                                                        |
|         | 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算：医療関係職種が利用者の居宅で共同でカンファレンスを行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行い、訪問看護記録書に、医療関係職種等の氏名、カンファレンスの要点、指導の内容の要点、カンファレンスを行った日を記録している場合                                                                                                                                 |
|         | 乳幼児加算（6歳未満の乳幼児）・乳幼児加算（厚生労働大臣が定めるものの場合）：6歳未満の利用者の場合とプラス「別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合」の場合                                                                                                                                                                                           |
|         | 精神科重症患者支援管理連携加算イ・精神科重症患者支援管理連携加算ロ： 「イ」は以下の両方に該当する利用者、「ロ」は以下のいずれかに該当する利用者<br>・1年以上の入院歴を有する者、措置入院または緊急措置入院を経て退院した患者で、都道府県等が精神障害者の退院後支援に関する指針を踏まえて作成する退院後支援計画に関する計画に基づく支援期間にある患者または入退院を繰り返す者<br>・統合失調症、統合失調症型障害もしくは妄想性障害、気分（感情）障害または重度認知症の状態で、退院時または算定時におけるGAF尺度による判定が40以下の者 |
|         | 訪問看護医療DX情報活用加算：オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合で施設基準に準じている場合                                                                                                                                                                                           |
|         | 訪問看護医療情報連携加算：他の保険医療機関等の関係職種がICTを用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合                                                                                                                                                                                       |
|         | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）：「訪問看護管理療養費」を算定する利用者1人につき訪問看護ベースアップ評価料として月1回まで算定（変動制）                                                                                                                                                                                                     |
|         | 訪問看護遠隔診療補助料：訪問看護・指導の実施時に当該保険医療機関の保険医が情報通信機器を用いた診療を実施した場合                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 訪問看護情報提供療養費 各1・2・3：市町村や特定支援事業者、教育機関、医療機関や施設等に訪問看護より切めない療養生活等が送れる用情報提供した場合                                                                                                                                                                                                 |
|         | 訪問看護物価対応料：物価上昇に伴う加算                                                                                                                                                                                                                                                       |
|         | 難病・精神科複数回訪問加算：難病等の利用者に対して、1日に複数回の訪問看護を行う場合で様々な条件（回数・建物・人数・複数資格者等）あり                                                                                                                                                                                                       |